

2023 年 3 月 2 日

金融審議会
会長 神田秀樹 殿

金融担当大臣 鈴木 俊一

金融庁設置法第 7 条第 1 項第 1 号により下記のとおり
諮問する。

記

- 公開買付制度・大量保有報告制度等のあり方に関する検
討

近時の資本市場における環境変化を踏まえ、市場の透明
性・公正性の確保や、企業と投資家との間の建設的な対話
の促進等の観点から、公開買付制度・大量保有報告制度等
のあり方について検討を行うこと。